

■第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の算定方法

保険料は、ご自身の前年中（令和2年中）の所得及びご自身・世帯員の現年度（令和3年度）の市民税課税状況により、13段階に区分されます（介護保険法第129条、同法施行令第39条、市介護保険条例第3条）。

**基準額 年額 63,864円（令和3年度～令和5年度）**

令和3年度～令和5年度(第8期計画)の保険料区分

所得段階	対 象 者	割 合	年間保険料額 (令和3～令和5年度)
第1段階	生活保護または老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.25	15,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.37	23,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.70	44,700円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる）で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.88	56,200円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる）で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	63,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.1	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.25	79,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.4	89,400円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.55	98,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	111,700円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.95	124,500円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.15	137,300円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.35	150,000円

- 第1～3段階の方は、公費により保険料額が軽減されています。
- 税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しにより、保険料区分算定に係る控除額を次のとおりとします。
  - 第1～5段階…給与所得がある方のうち、給与所得控除及び公的年金等控除の適用後の合計所得金額が10万円以下の方については、その給与所得の金額からさらに10万円を控除した金額で保険料区分を決定します。
  - 第6～13段階…合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれる方については、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計金額からさらに10万円を控除した金額で保険料区分を決定します。